

株式会社コーチ・エイ  
定 款

最終改正 2022年10月4日

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社コーチ・エイと称する。  
2 英文では、COACH A Co., Ltd. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする

- (1) 人材の職業適性能力開発のための研修・教育指導
- (2) 人材の職業適性能力開発のための教材及び機器の製作並びに販売
- (3) コンピュータと周辺機器並びにコンピュータソフトウェアの研究・開発・製作・販売・賃貸・保守
- (4) 上記各号についてのコンサルタント業務
- (5) 講演会の企画
- (6) コンピュータシステム導入、運営に関する教育及びコンサルタント業務
- (7) 経営コンサルタント業務
- (8) インターネット等のコンピュータネットワークの企画・開発
- (9) コンピュータシステムの販売
- (10) セールスプロモーションの企画・立案
- (11) コンテンツの企画、開発、制作、配信、販売、運営、管理及び保守
- (12) 著作権、著作隣接権、産業財産権その他の無体財産権の取得、利用、管理、譲渡、使用許諾業務
- (13) E C (電子商取引) サイトの企画、制作、運営及び管理並びに通信販売業
- (14) 出版事業
- (15) 情報処理サービス・情報提供サービス業
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 有料職業紹介事業
- (18) 上記各号に付随する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。  
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、696万9600株とする。

### (単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

### (単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

### (株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### (基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている議決権を有する株主を、当該事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、臨時に基準日を定めることができる。この場合、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告しなければならない。

## 第3章 株主総会

### (株主総会の権限)

第12条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

### (株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 当会社の株主総会は、東京都区内において招集する。

(株主総会の招集手続)

第 14 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 2 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略等)

第 18 条 取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につき議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限るものとし、株主は、前項の代理権を 2 人以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

## 第 4 章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 21 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は3名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3 前二項の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会を招集するには、取締役会の日の3日前までに、各取締役に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、その議決に加わることができない。この場合、当該取締役は出席取締役の数に算入しない。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名しなければならない。

(代表取締役)

第29条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定しなければならない。

(社長等の選定)

第30条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、社長、副社長、専務、常務等を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第31条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第35条 監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに、各監査等委員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第36条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第38条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠つたことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合に、剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

## 第 8 章 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 46 条 第 19 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 44 条の定めるところによる。

(法令の準拠)

第 47 条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。